

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区教育委員会

審査請求人が令和6年9月4日に提起した葛飾区教育委員会が行ったA及びBに係る就学援助費の否認処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

いずれの審査請求も却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年4月17日、「同一の生計を営む世帯全員の総所得金額等の合計額(給与所得等がある場合は所定の控除後の金額)が認定基準額未満であること。」(以下「申請理由1」という。)を申請理由として、審査請求人の子であるA及びBに係る就学援助費の申請書を処分庁に対して提出した。
- 2 処分庁は、令和6年6月12日、審査の上、葛飾区就学援助実施要綱(平成3年4月1日教育長決裁。以下「本件要綱」という。)第9条第1項の規定により、いずれの申請についても否認定の決定(以下「本件処分」という。)を行い、就学援助費否認定通知書により審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年6月25日、この決定を不服としたため、処分庁は、審査請求人から事情を聴取した上で、申請理由を「前年又は現年において、児童又は生徒に係る

主たる生計維持者であって、給与収入等が減少したため、申請日現在も引き続き生活が困窮している者（休職又は失業をした者を除く。）について、現年中の見込所得金額に、主たる生計維持者を除く世帯の全員の総所得金額等の合計額（給与所得等がある場合は所定の控除後の金額）が上記③の認定基準額未満であること。」（以下「申請理由2」という。）として補正を行い、追加資料を受理した。

- 4 審査請求人は、令和6年9月4日、本件処分を取り消すことを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。
- 5 処分庁は、令和6年9月17日、再審査の上、本件処分を取り消し、「準要保護（一般）」の認定の決定を行い、就学援助認定通知書により審査請求人に通知した。

なお、行政不服審査法第39条に基づき、葛飾区教育委員会が行った、Aに係る就学援助費否認定に関する処分についての審査請求に関する審理手続及び葛飾区教育委員会が行った、Bに係る就学援助費否認定に関する処分についての審査請求に関する審理手続を併合した。

関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

ア 葛飾区ホームページの「就学援助（公立小・中学校でかかる費用の援助）」のページには、「令和6年度 就学援助費の申請方法」の注意書きとして「令和5年中の総所得金額等から所得のある方一人（給与所得、公的年金等所得、またはその両方がある方のみ）につき10万円を差し引いた金額を審査の対象となる金額とします。」と記載があり、国税庁ホームページの専門用語集では総所得金額等とは、「事業所得、不動産所得、（中略）短期譲

渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）」と記載がある。

イ 令和5年における審査請求人の総所得金額等は、事業所得がc円、不動産所得がd円、短期譲渡所得がe円であることから、f円である。

ウ 処分庁から送付された「否認定通知書」には「世帯基準額 g円」とあるが、上記のとおりマイナスである。

エ 処分庁は「地方税法第313条第2項は、総所得金額を所得税法等により算定すると定めている。」と主張するが、同条同項は「所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定する」と所得税法第22条第2項第3項と条文を指定して規定しており、処分庁は条文の抜粋を恣意的に編集している。所得税法第22条第2項第3項では「69条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」との定めがある。しかし「適用があるか否か」について処分庁は触れておらず、「適用がある」という根拠が示されていない。よって所得税法第69条の適用はない。

オ 所得税法第69条は、不動産短期譲渡所得の計算方法の規定であり、不動産短期譲渡所得の計算においては分離課税制度が採用されているのであるから損益通算出来ないのは当然であり、その規定を就学援助受給申請の認否判断に採用できない。

カ 処分庁は審査請求人の手続きをも法令の条文同様捻じ曲げ、処分の正当性を維持し続けようとしているが、行政処分は個別一度きりのものではなく継続反復するものであるから、間違った処分は正されなければならない。

キ 行政不服審査法第1条には、その目的を処分庁の言う「国民の権利利益の救済を図る」ことに加え、「行政の適正な運営を確保すること」も明記している。よってその処分の方針に明らかな誤りがある場合は、現時点で処分庁が適正な運営をしていないことが明白なため、「国民の権利利益の救済という目的が消失したことのみ」をもって直ちに却下されるべきものではない。

ク 審査請求人が求めている認定は、申請理由2ではなく申請理由1に対するものである。処分庁は申請理由1に対する判断は変えないまま、別申請として認定したにすぎないのであり、その運用は誤った運用であるから、行政不服審査法第1条に定める「行政の適正な運営」に是正する必要がある。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和6年4月17日に行った就学援助受給申請について、同人が申請書に記載した申請理由及び同人が提出した書類等に基づいて審査した結果、本件要綱第4条の認定事由に該当すると認められなかったことから、本件要綱第9条第1項の規定により、否認定の決定（本件処分）をした。
- (2) 審査請求人は、令和5年における同人の事業所得がc円、不動産所得がd円、分離課税された短期譲渡所得がe円であり、これら金額を合計すると総所得金額等はf円であって、この金額は認定基準額であるg円未満であるから、申請理由1の認定事由に該当する旨主張する。しかし、前記のとおり、本件要綱第5条において、「総所得金額等」は、総所得金額、退職所得金額、分離課税譲渡所得等の金額、山林所得金額の合計額であり、総所得金額の算定は、地方税法第313条第2項によると定められており、同規定は総所得金額を所得税法等により算定すると定めている。所得税法（昭和40年法律第33号）第69条は、総所得金額の計算上、事業所得、不動産所得等について損益通算をした結果、なお損失が残存する場合は、当該損失は生じなかったものとするとして規定しているのであるから、審査請求人の総所得金額はh円である。そうすると、令和5年における審査請求人の総所得金額等はe円であり、この金額は前記認定基準額を超えるから、審査請求人の主張には理由がない。
- (3) 本件処分後、審査請求人から、同人の収入が減少し、当初申請日である令和6年4月17日現在で引き続き生活に困窮しているとの補正の求めがあった。同人から、認定資料の追加提出を受けて再審査した結果、当初の申請書提出の時点で、認定事由に該当すると認められた。そこで、本件処分を取り消して、就学援助を認定する趣旨の決定（再処分）を行った。
- (4) 行政不服審査法第2条は、行政庁の処分に不服がある者は審査請求をすることができる旨規定している。「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益がある者と解される（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決・民集32卷2号211頁参照）、行政不服審査制度は、その者の権利利益の救済を図ることを目的とするものであるから（行政不服

審査法第1条参照)、処分の効果が消滅する等の事情により、審理手続を維持・追行する法律上の利益(すなわち、不服申立ての利益)が失われた場合には、当該処分に対する審査請求は、不適法なものとなる。

- (5) これを本件についてみると、本件処分は、令和6年9月17日に取り消されたのであるから、その効力は消滅しており、請求人には、本件審査請求により回復すべき法律上の利益はないから、本件審査請求は、不服申立ての利益を欠いており、不適法である。よって、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

- 1 行政不服審査法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立てをする法律上の利益を有する者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされている(最高裁判所昭和53年3月14日第三小法廷判決)。そして、ここにおいて「法律上の利益」とは、当該処分が取り消された場合に回復すべき法律上の利益を有している必要があるものである。
- 2 これを本件についてみると、処分庁は本件処分を取り消し、就学援助を認定する旨の決定を行ったことが認められる。
- 3 そのため、もはや本件審査請求を維持する法律上の利益はなく、本件審査請求は不適法である。

結 論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年12月6日

審査庁 葛飾区教育委員会

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。